

# 新型コロナウイルス感染症の対応について

令和5年5月8日  
病後児保育 T プラス

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ移行されたことを受け、病後児保育 T プラスの利用に関して下記のとおり変更させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症に係る利用受け入れ基準

令和5年5月8日以降

- ・ 新型コロナウイルス発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過  
※軽快とは、解熱剤を使用せずに平熱まで解熱し、かつ、呼吸症状が改善傾向であることを指します
- ・ 病後児保育 T プラスの受け入れ基準を満たしている（別紙1）

例	発症日	発症後5日間					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後4日目に 解熱した場合	発症 				解熱 		利用OK! 	
発症後5日目に 解熱した場合	発症 					解熱 		利用OK! 

【お願い】

発症後10日を経過するまでは利用時において、なるべくマスクの着用をお願いします。

次の状況にあたる場合は、利用はできません。

- 1, 新型コロナウイルス陽性で発症後6日目以降も咳がひどく症状が改善していない場合
- 2, 新型コロナウイルスのPCR検査の結果待ちをしているとき
- 3, 家族に新型コロナウイルス陽性者がおり、お子さんも新型コロナウイルスに感染している可能性があるとき
- 4, お子さんが通われている園や学校が新型コロナウイルス陽性者の発生に伴い臨時休園、学級閉鎖等になった場合は、その期間中

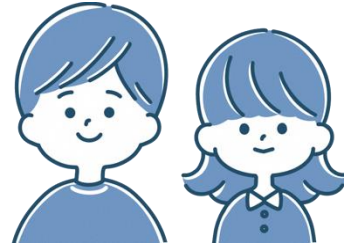
お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合、発症2日前までに病後児保育室を利用していた場合は、速やかに病後児保育 T プラスまで連絡をお願いします。 TEL：080-2026-7251（平日9時-17時）

- 1, 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記の連絡があった際には、同日に病後児保育室を利用したお子さんの保護者やスタッフに連絡を行います。
- 2, 病後児保育 T プラスが把握した情報は、市と共有します。

## 病後児保育受け入れ基準チェック表

### 〈全体の基準〉

- 体温が37.4度以下
- 水分や食事が通常の半分以上とれている
- 寝入り、夜間、早朝にひどい咳き込みをしていない
- ひどい鼻水ではない
- 嘔吐がない(24時間以内)
- 下痢が頻回でない(下痢が1日5回以下)
- 呼吸困難がない



### 〈感染症や外科的疾患〉

- 新型コロナウイルス : 発症後5日を経過し、かつ平熱までしっかり解熱後1日を経過
- インフルエンザ : 発症後5日を経過し、かつ平熱までしっかり解熱後2日を経過(幼児に関しては解熱後3日を経過)
- 百日咳 : 有効な抗生剤服用後、6日目以降
- 麻疹 : 解熱後4日目以降
- 流行性耳下腺炎 : 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現後6日目以降、かつ全身状態が良好
- 風疹 : 発疹消失後
- 水ぼうそう : すべての発疹が痂皮化している
- 喉頭結膜炎(プール熱) : 主要症状(発熱、咽頭痛、眼の症状など)消退後3日目以降
- アデノウイルス感染症 : 解熱後24時間経過しており、眼症状(眼脂・充血・かゆみなど)がない
- マイコプラズマ感染症 : 有効な抗生剤が開始されており、解熱後24時間経過している
- RSウイルス感染症 : 解熱後24時間経過している
- 溶連菌感染症 : 有効な抗生剤内服開始後、24時間経過している
- ロタウイルス、ノロウイルスなどのウイルス性胃腸炎 : 最終の嘔吐より24時間経過していること、水様下痢ではなく、便はトイレに間に合う、オムツ内に収まる程度
- ヘルパンギーナ、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病) : 解熱後24時間経過しており、全身状態が落ち着いている
- 骨折、やけど等の外科的疾患の場合は、病状が安定していること